

特集

自転車の安全利用の促進に 関する条例を7月から施行します

自転車は、日常生活における身近な移動手段として、幼児から高齢者まで幅広く利用されています。しかし、自転車関連の交通事故も多く、平成29年中の自転車関連の交通事故死者数は全国で約8万9千人、愛知県で約8千3百人となっており、愛知県だけで全国の実に10%近くを占めています。本町においても、平成30年中に17人が自転車による人身事故に遭っています。さらに、交通事故死者数全体に占める割合についても、愛知県は17.5%と全国平均の13%に比べて高い状況となっています。

また、近年、自転車が加害者となる交通事故によって死亡や重度の後遺障害が生じ、高額な賠償請求事例も発生しています。そのため、自転車損害賠償保険等の必要性も高まっています。

そこで町では、自転車の安全利用を促進し、自転車に関する事故を防止するため、「豊山町自転車の安全利用の促進に関する条例」を制定しました。本条例は7月1日(月)から施行します。

条例の特徴

①各主体の責務の規定

本条例では、自転車の安全利用について、町、町民、自転車利用者等の責務を規定しています。

②高齢者・中学生以下のヘルメット着用の努力義務化

本条例では65歳以上の高齢者と中学生以下の子どもへのヘルメット着用を努力義務としています。

自転車を利用する際は万が一に備えて、ヘルメットを着用しましょう。

③自転車損害賠償保険等の加入の努力義務化

被害者保護や損害賠償責任を負った場合の経済的負担を軽減するためにも、自転車

損害賠償保険等の加入に努めてください。

詳しくは、5ページをご覧ください。

啓発キャンペーン

町では、条例を周知し自転車の安全利用を啓発するため、愛知県が実施する春の全国交通安全運動期間中に「自転車の安全利用の促進」キャンペーンを実施します。キャンペーンでは啓発チラシや、啓発品を配布します。

●とき 5月14日(火)午後2時～

●ところ エアポートウォーク名古屋・ピタ名古屋空港店出入口

